		第二十三条第七項第一号	受益者が適格機関投資家等であつて、書面、当該信託業務を営む金融機関の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は第三十一条の五第一項第二号に掲げる方法により受益者（受益者代理人が現に存する場合にあつては、当該受益者代理人を含む。以下この号において同じ。）からあらかじめ第四項に規定する情報の提供を要しない旨の承諾を得、かつ、当該受益者からの個別の取引に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている	ならない。ただし、当該信託財産のうち事業性融資の推進等に関する法律第八条第二項第一号ハに規定する不特定被担保債権留保額の金銭については、同法第六条第七項に規定する不特定被担保債権者を一の受益者とみなして、他の受益者と区別できる状態で管理することで足りる	ならない
		第二十三条第七項第七号	第三項第二号イ及びロ	当該受益者が当該信託業務を営む金融機関である	第三項第二号ニ
		第三十九条第一項第四号	、信託業務の委託先又は代理店	又は信託業務の委託先	
	第三十九条第一項第四号ニ	、手形、小切手又は有価証券その他の有価物の紛失		の紛失	
		又は信託契約代理店の業務の特性		の特性	

備考　表中の［　］の記載は注記である。